



子ども・子育て支援事業計画

概要版

(案)

提供区分	令和5年度実績値	令和11年度		事業概要
		見込値	確保方策	
妊婦に対する健康診査	1,178人	1,095人		妊婦健康診査に係る費用を助成することにより、妊婦の健康管理の充実を図る事業です
乳児家庭全戸訪問事業	692人	697人		生後4か月までの乳児がいる家庭を、助産師または保健師が訪問し、子育ての情報提供や養育環境等の把握、養育の相談や援助を行う事業です
養育支援訪問その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業	450人	398人		妊娠期や出産後に支援が特に必要な家庭に対し、保健師などが訪問し、養育に関する指導、助言、育児援助等を行う事業です
利用者支援事業	2か所	2か所	2か所	多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるように必要な支援を行う事業です
子育て世帯訪問支援事業	-	131人	131人	要支援児童の保護者等に対し、居宅において、子育てに関する情報の提供並びに家事及び養育に係る支援を行う事業です
児童育成支援拠点事業	-	19人	19人	養育環境等に関する課題を抱える児童について居場所を提供し、情報の提供、相談及び関係機関との連絡調整を行う事業です
親子関係形成支援事業	-	18人	18人	親子間における適切な関係性の構築を目的として情報の提供、相談及び助言等の支援を行う事業です
産後ケア事業	-	91人		産後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等の必要な支援を行う事業です
妊婦等包括相談支援事業	-	1,532回		妊娠届出時より出産・育児等の見通しを立てるための面談やその後の継続的な情報発信等により、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の事業です
乳児等通園支援事業	-	61人	62人	未就園の乳児が保護者の就労要件を問わず、月一定時間まで通園できる場を設ける事業です



第3期 栗東市子ども・子育て支援事業計画 概要版

発行:令和7年3月

発行:栗東市 編集:栗東市こども家庭局 子育て支援課

〒520-3088 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号

TEL:077-551-0138 FAX:077-552-9320



栗東市公式HP (子育てページ)



栗東市公式LINE



栗東市子育てアプリ

計画策定の背景

年少人口が減少する一方で、共働き家庭が増加して保育ニーズが増大しています。また、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化などを背景に、子育てへの不安や負担感、孤立感が高まっています。そのため、安心して子育てを行い、子どもが健やかに成長できる環境を整えることは社会全体の重要な課題となっています。

国では、「こども基本法」の施行と同時にこども家庭庁が発足し、「こどもまんなか社会」という子どもの利益を最優先に考えた政策や取り組みを国の中心に据える社会目標が示されています。

これらに対応して、栗東市では、次代を担う子どもたちの権利と利益が最大限に尊重され、子どもたちが健やかに生まれ育つまち、誰もが安心して喜びと生きがいをもって子育てができるまちの実現をめざして「第3期 栗東市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

計画の位置づけ

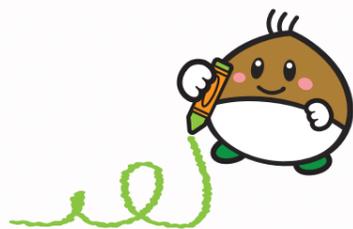
本計画は本市のまちづくりの総合的指針である「栗東市総合計画」を最上位計画とし、「栗東市地域福祉計画」を福祉分野の上位計画と位置づけ、整合性を図り策定します。

なお、本計画は「子ども・子育て支援法」第61条に基づく、市町村子ども・子育て支援事業計画です。また、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村次世代育成支援行動計画として、これまでの取り組みを進めてきた「栗東市次世代育成支援行動計画」を包含し、本市の子どもに関する施策を記載します。

計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5か年を計画期間とし、社会状況の変化を踏まえ、必要に応じて中間年を目安に計画の見直しを行い、実態に即した計画の進捗に努めます。

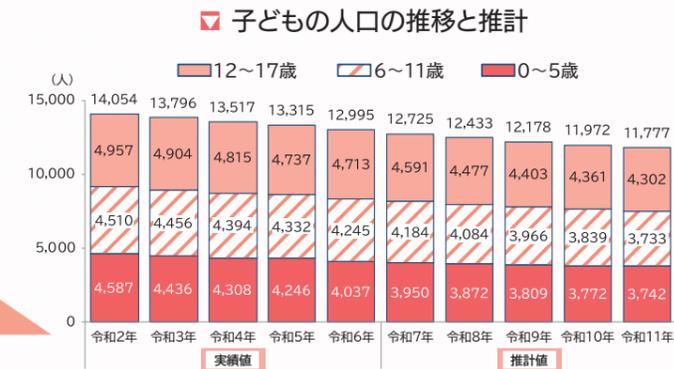
令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
第2期計画期間							中間見直し		
			第3期計画策定	第3期計画期間					



栗東市をとりまく現状と課題

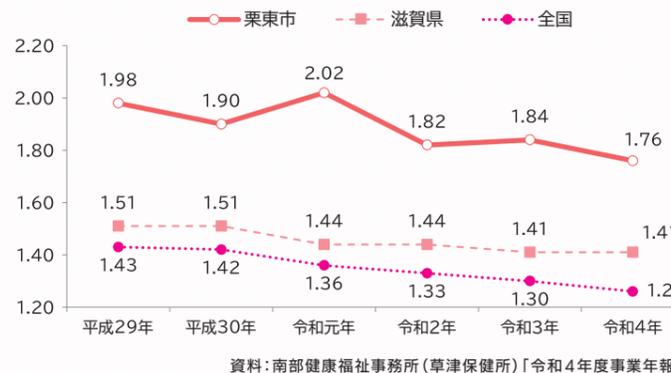
子どもの数の減少

17歳以下の子どもはすべての年齢層で減少しており、今後5年間でさらに減少すると見込まれています。



資料：【実績値】住民基本台帳（各年4月1日）
【推計値】住民基本台帳に基づきコーホート変化率法により算出

合計特殊出生率の推移

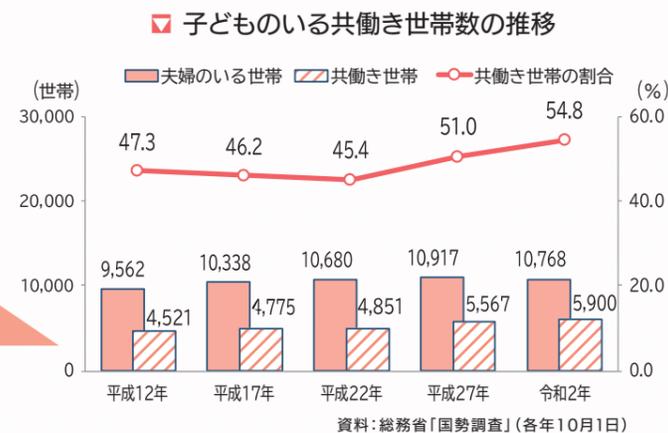


一人の女性が産む子どもの数の減少

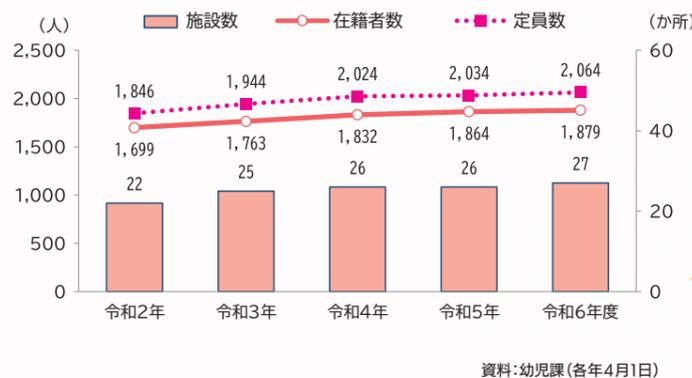
本市の合計特殊出生率は全国、滋賀県を上回っているものの減少傾向にあります。

子どものいる共働き世帯の増加

子どものいる共働き世帯数は増加が続き、令和2年には子どものいる世帯の54.8%を占めており、保育の必要性が高まっています。



保育所、こども園（保育園籍）の在籍者数、定員数、施設数



保育ニーズの拡大に伴う在籍者数の増加

保育所、こども園の施設数が増加するとともに、定員、在籍者数が増加しています。



計画の基本理念

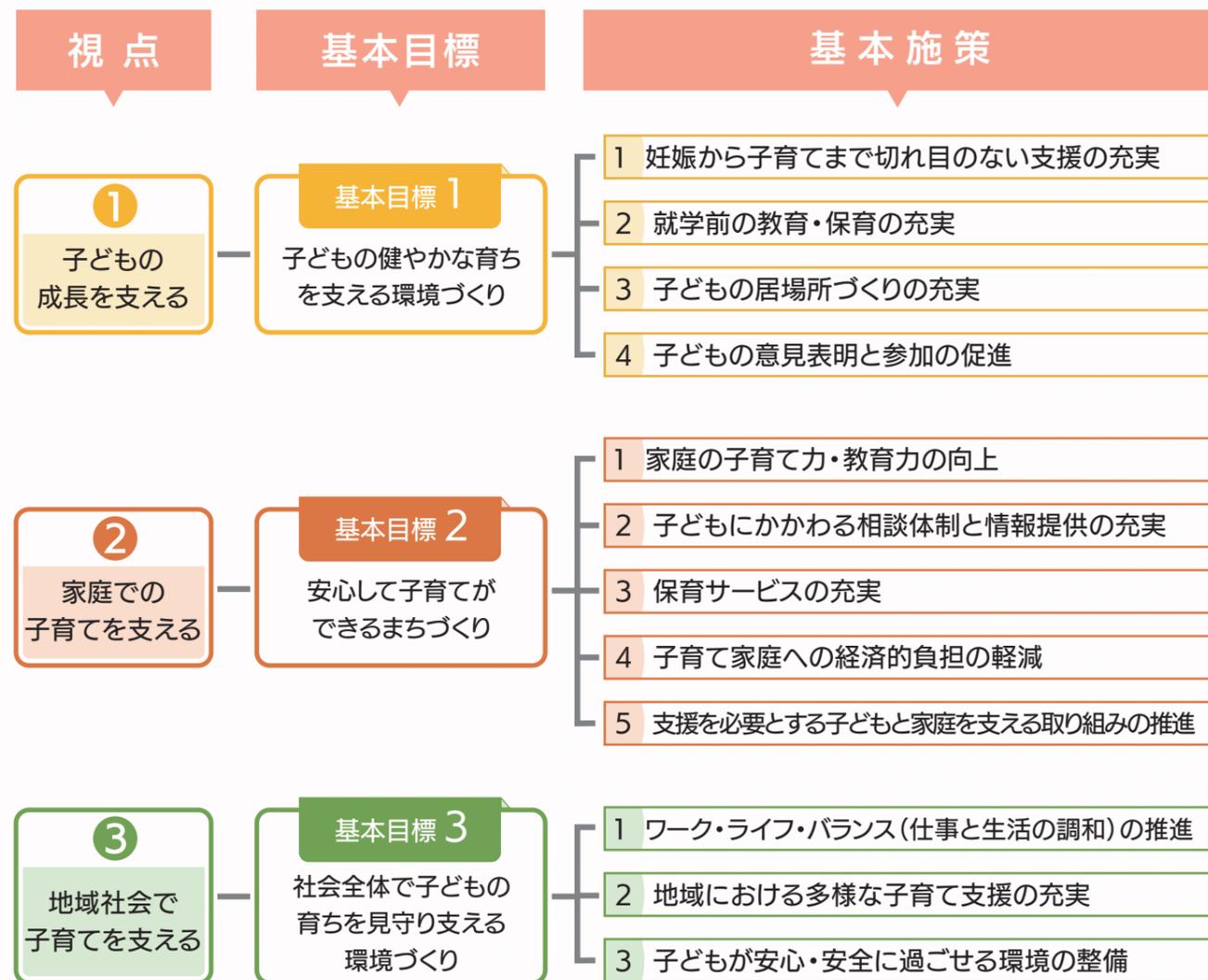
子どもたちが健やかに生まれ育つまち、どの家庭もが安心して喜びと生きがいをもって子育てができるまち、地域全体で子どもの育ちと子育てを見守り・支えるまちの実現をめざして、「子ども」、「家庭」、「地域」の3つが相互に成長していくことを基本理念とします。



基本理念

～ 子ども・家庭・地域 とともに育つまち りっとう ～

施策の体系



基本目標 1 子どもの健やかな育ちを支える環境づくり

基本施策 1

妊娠から子育てまで切れ目のない支援の充実

妊娠期から出産・子育てまで切れ目なくかわり続けることで、子ども・保護者の疾病予防と妊娠・出産・子育てに係る不安の解消と継続的な支援に取り組みます。

基本施策 2

就学前の教育・保育の充実

子どもの育ちにふさわしい教育・保育環境を整えるとともに、人材の確保や資質の向上、就学前施設と小学校との円滑な接続に取り組みます。

基本施策 3

子どもの居場所づくりの充実

様々なニーズや特性を持つ子どもが、身近な地域において、一人ひとりの状況に応じた居場所を切れ目なく持てるよう支援を進めます。

基本施策 4

子どもの意見表明と参加の促進

子どもが主体的に意見・考えを発信する機会を拡大するとともに、子どもが意見表明をできるように支援を行います。

主な取組

- 妊産婦・乳幼児の健康診査の推進
- 教育・保育施設等の整備促進
- 学童保育所の整備促進
- こどもの意見表明機会の拡大



基本目標2 安心して子育てができるまちづくり

基本施策1

家庭の子育て力・教育力の向上

家庭における教育力の向上に向けて、学習機会や相談支援、交流機会の提供、子育てや教育に関する情報発信など、保護者への支援に取り組みます。

基本施策2

子どもにかかわる相談体制と情報提供の充実

不安や悩みのある子ども・保護者が身近な場所で気軽に相談できる体制づくりや子育て情報の提供に取り組みます。

基本施策3

保育サービスの充実

保護者のニーズに対応した支援サービスの提供に取り組むとともに、必要な事業の質・量両面の確保に取り組みます。

基本施策4

子育て家庭への経済的負担の軽減

子育て家庭への経済的負担の軽減に取り組むとともに、制度や事業の対象となる方が漏れなく利用できるよう、情報の発信を行います。

基本施策5

支援を必要とする子どもと家庭を支える取り組みの推進

支援を必要とする子どもや子育て家庭が潜在化せず、当事者の視点に立って一人ひとりの状況に応じた適切な支援につながるよう、分野を超えた重層的な支援に取り組みます。

主な取組	
●	子育て講座の開催
●	子育てに関する相談体制の充実
●	待機児童対策
●	児童手当
●	発達・就学に関する相談支援

基本目標3 社会全体で子どもの育ちを見守り支える環境づくり

基本施策1

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、事業所に向けた働きかけを行うとともに、子育て世代に向けた啓発等にも取り組みます。

基本施策2

地域における多様な子育て支援の充実

地域で子どもと子育て家庭を見守り、支援する環境づくりとともに、多様化する就労形態や家族形態に合わせた支援に取り組みます。

基本施策3

子どもが安心・安全に過ごせる環境の整備

児童虐待への対応とともに、DVを根絶する社会意識づくりや被害者支援のほか、地域の防犯連携や交通安全の啓発に向け取り組みます。

主な取組	
●	働き方改革の推進
●	地域と連携した園・学校における体験活動の実施
●	児童虐待の未然防止や早期発見・対応

教育・保育の量の見込みと確保方策

提供区分	令和5年度実績値	令和11年度		事業概要		
		見込値	確保方策			
1号認定	3~5歳	教育	787人	585人	985人	1号認定：保育の必要がない3~5歳(幼稚園、こども園(幼稚園籍)) 2号認定：保育の必要がある3~5歳(保育所、こども園(保育所籍))
2号認定		保育	1,135人	1,161人	1,439人	
3号認定	2歳		366人	403人	439人	3号認定：保育の必要がある0~2歳(保育所、こども園、地域型保育事業等)
	1歳		357人	408人	387人	
	0歳		116人	144人	170人	

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

提供区分	令和5年度実績値	令和11年度		事業概要
		見込値	確保方策	
放課後児童健全育成事業(学童保育)	1,005人	1,252人	1,335人	昼間家庭に保護者がいない小学生に対して、放課後や長期休暇中などに適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業です
延長保育事業	219人	235人	235人	保護者の事情により、基本の保育時間を超えて保育が必要な場合に延長して保育を実施する事業です
一時預かり事業(幼稚園型)	8,044人	5,979人	5,979人	幼稚園在園児の保護者の就労時間などの都合によって、通常の保育終了後も引き続き預かる事業です
一時預かり事業(幼稚園型以外)	116人	155人	155人	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった子どもを保育所等で一時的に預かる事業です
地域子育て支援拠点事業	38,859人	1,351人	1,351人	乳幼児とその保護者が気軽に相互の交流を行う場所を提供し、子育ての負担感の軽減と不安感の解消のため、子育て相談や情報提供を行う事業です
子育て短期支援事業	0人	25人	25人	養育が一時的に困難となった場合などに、子どもを一時的に養育または保護する事業です
病児・病後児保育事業	262人	454人	480人	病気及び病気の回復期で、保護者の就労等により家庭での保育が困難な子どもを、専用施設で一時的に保育する事業です
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	-	950人日	950人日	子育て家庭を対象に、援助をお願いしたい人(依頼会員)と、育児の援助を行いたい人(提供会員)の育児における相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です